

平成 28 年 3 月 31 日

横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課長 様

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

神奈川県麻薬小売業者間譲渡許可申請等について (通知)

このことについて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成 27 年法律第 50 号) が平成 27 年 6 月 26 日に、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令 (平成 28 年厚生労働省令第 16 号) が平成 28 年 2 月 8 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号) 及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和 28 年厚生省令第 14 号) の一部が改正され、麻薬小売業者間の麻薬の譲渡しの許可について、厚生労働大臣から都道府県知事への移譲等がなされることとなりました。

つきましては、当該事務について別添のとおり取り扱うこととし、申請方法等について県ホームページへ掲載しましたので、問い合わせ等がありましたら、ご案内いただきますようお願いいたします。

なお、別記の関係団体あて別途通知していることを申し添えます。

県ホームページアドレス : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p1019072.html>

問い合わせ先

献血・薬物対策グループ 植村

電話 045(210)4972



## 別記

- ・ 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会 理事長

# 神奈川県麻薬小売業者間譲渡許可指導基準

平成28年4月1日

神奈川県保健福祉局

# 目 次

第 1 目的	1
第 2 定義	1
第 3 麻藥小売業者間譲渡許可	2

## 第1 目的

この基準は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第24条第12項第1号に基づく麻薬小売業者間譲渡許可に係る事務手続き及び指導基準について定め、公正な許可事務を確保するとともに、その取扱いの適正化を図ることを目的とする。

## 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令等の規定 法令等に定められた事項
- 2 指導基準 行政手続法第36条及び神奈川県行政手続条例第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準をいう。

### <凡例>

法令等の引用に当たっては、次の略号を用いる。

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第〇〇条・・・法〇〇条

麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第〇〇条・・・施行規則〇〇条

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について（平成19年8月13日付薬食発0813第0813001号厚生労働省医薬食品局長通知）・・・局長通知

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について（平成19年8月13日付薬食監麻発第0813005号厚生労働省医薬食品監視指導・麻薬対策課長通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・課長通知

麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用について（平成28年3月14日付厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 事務連絡）・質疑応答集

### 第3 麻薬小売業者間譲渡許可について

法令等	局長通知	課長通知	その他（質疑応答集など）
<p><b>【申請内容関係】</b></p> <p>（麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可申請の特例）</p> <p>1 二以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第二十四条第十二項第一号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。</p> <p>一 いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること [施行規則第9条の2第1項]</p> <p>二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること [施行規則第9条の2第1項]</p>	<p>2 改正の概要</p> <p>(1) 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について</p> <p>① 二以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して、麻薬小売業者間譲渡許可（施行規則第9条の2第2項の申請に係る法第24条第12項第1号の許可をいう。以下同じ。）を申請することができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること。</li> <li>・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること</li> </ul> <p>なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、在庫量の不足以上の譲渡を行う等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は法第66条に該当しうることに留意すること。 (局長通知2(1)①)</p>		<p>2以上の麻薬小売業者は、以下に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、共同して申請を行うことができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの麻薬小売業者も、共同して申請する他の麻薬小売業者が、その在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡そうとする者であること。</li> <li>・ いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること。</li> </ul> <p>なお、麻薬小売業者間譲渡許可後、在庫量の不足以上の譲渡を行う等、上記に反する譲渡を行った場合には、法第64条の2又は法第66条に該当する恐れがあります。 (質疑応答集 問5)</p>

② すべての麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にある場合であっても、「1 改正の趣旨」にかんがみ、当該麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものではないことが明らかな場合には、申請者となることが不適切な場合があることに留意すること。  
(局長通知2 (1) ②)

1 麻薬小売業者間譲渡許可の申請について

(1) 局長通知「2 改正の概要」の(1)の②中「申請者となることが不適切な場合」に該当するか否かについては、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を考慮して判断すること。また、都道府県は、必要に応じて、当該判断に必要な資料を提示又は提出させること。なお、不適切な場合に該当するか否かの判断に基準を設ける場合には、麻薬小売業者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものとする趣旨に鑑み、例えば、共同して申請するすべての麻薬小売業者が同一市区町村内である場合については、当該申請は原則認めることとし、それ以外の場合についても、各地域の実情に応じ、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を踏まえ、合理的と判断される場合には認めることとする。

(課長通知1 (1))

2 許可申請書を提出する際、各麻薬小売業者の麻薬業務所間を移動する際に要する時間等を把握するための資料として、必要に応じ、申請者の麻薬業務所の所在地分布が分かる地図、所要時間の一覧表等を提示又は提出させることとします。

(質疑応答集 問6-2)

1 麻薬小売業者間譲渡許可制度は、麻薬施用者から麻薬処方せんを交付を受けた患者に対し、麻薬が適切かつ円滑に供給されるための制度であり、この制度の趣旨にかんがみ、申請者間における麻薬の譲渡・譲受が、患者に対する適切かつ円滑な麻薬の提供に資するものではないことが明らかな場合には、許可を与えるべきではありません。

2 例えば、共同して申請するすべての麻薬小売業者が同一市町村内である場合については、当該申請は原則認めることとします。それ以外の場合についても、各地域の実情に応じ、麻薬小売業者の数、各麻薬小売業者の麻薬小売業務所間を移動する際に要する時間等を踏まえ、合理的と判断される場合には認めることとします。各麻薬小売業者間の移動距離、移動時間にかかる具体的な許可基準については、権限移譲前の各地方厚生

			<p>(支) 局麻薬取締部の基準を参考とし、各都道府県の実情に応じて、判断してください。</p> <p>以下に、権限移譲前の関東信越厚生局麻薬取締部及び近畿厚生局麻薬取締部における基準を示します。</p> <p>&lt;例1：関東信越厚生局麻薬取締部&gt; 同一市町村内の麻薬小売業者で申請する場合、原則として、麻薬小売業者の数に制限はない市町村をまたいで麻薬小売業者が申請する場合は、原則として10業者までとし、麻薬小売業者間の移動時間は30分以内(移動手段は不問)</p> <p>&lt;例2：近畿厚生局麻薬取締部&gt; 申請できる麻薬業務所数：20業者以内 申請できる麻薬業務所の距離：概ね60分程度</p> <p>3 なお、麻薬小売業者間譲渡許可をする際に、必ずしも実際に現地の状況を確認する必要はありませんが、当該許可後の立入検査において、その地理的又は時間的な隔たりから、制度の趣旨に合致していないと判断される場合には、次回の許可申請については、許可しないこととしてください。</p> <p>(質疑応答集 問10)</p> <p>麻薬小売業間譲渡許可制度の趣旨や医療用麻薬の流通管理における適切な指導監督を考えた場合、麻薬小売業者間譲渡許可は個別にそれを与</p>
--	--	--	--



<p>2 前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第十号の二様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所所在地）</p> <p>二 麻薬業務所の名称及び所在地</p> <p>三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間</p> <p>四 いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨 [施行規則第9条の2第2項]</p>	<p>③ 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可を申請する場合、以下に掲げる事項を記載した申請書をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）</li> <li>・ 麻薬業務所の名称及び所在地</li> <li>・ 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間</li> <li>・ いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨 (局長通知2(1)③)</li> </ul>	<p>(2) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請書（規則別記第10号の2様式。以下「許可申請書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。</p> <p>① 以下に掲げる事項については、麻薬小売業者の免許ごとに記載すること。なお、同一人が、申請者たる複数の麻薬小売業者の免許を有する場合、ア)の事項については、同一の内容を記載して差し支えないこと。</p>	<p>えることが適切と判断できる場合に限り認めるべきであり、同一都道府県全域を一つの許可地域とすることは適切ではありません。 (質疑応答集 問11)</p> <p>1 規則第9条の規定にかかわらず、以下に掲げる事項を記載した申請書（規則別記第10号の2様式。以下「許可申請書」という。）を、申請者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同で提出（郵送による提出を含む。）させることとします。（正本を一部、副本を申請者の数と同じ部数）</p> <p>ア) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>イ) 麻薬業務所の名称及び所在地</p> <p>ウ) 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間</p> <p>エ) いずれの申請者も、他の申請者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡す旨</p> <p>3 1に掲げる事項のうちア)及びイ)については、同一人が申請者たる複数の麻薬小売業者の免許を有する場合であっても、麻薬小売業者の免許ごとに記載させることとします。 (質疑応答集 問6-1, 3)</p>
--	--	--	--

		<p>ア) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>イ) 麻薬業務所の名称及び所在地</p> <p style="text-align: center;">（課長通知 1（2）①）</p> <p>② すべての申請者が押印すること。</p> <p style="text-align: center;">（課長通知 1（2）②）</p> <p>③ 4以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合、各麻薬小売業者に係る記載事項を記載する欄が不足するため、別紙（別紙様式 1）を設けて記載事項を記載すること。なお、2の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合であっても、1の麻薬小売業者が許可申請書を使用する場合には、他の業者が別紙（別紙様式 1）を使用することは差し支えないこと。</p> <p style="text-align: center;">（課長通知 1（2）③）</p> <p>④ 期間を限定して許可を受けようとする場合、許可申請書の備考欄にその期間を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">（課長通知 1（2）④）</p> <p>(3) 麻薬小売業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の申請に当たっては、許可申請書の正本を 1 部、許可申請書の副本を申請者の数と同じ</p>	
--	--	---	--

<p>3 都道府県知事は、前項の申請に係る法第二十四条第十二項第一号の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。 [施行規則第9条の2第3項]</p>	<p>(2) 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について</p> <p>① 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、(1)③に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付すること。 (局長通知2(2)①)</p> <p>② 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、当該許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)に対する行政監視の実効性を担保する観点から、法第59条の6の規定に基づき、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すこととすること。 (局長通知2(2)②)</p>	<p>部数、当該麻薬小売業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。 (課長通知1(3))</p> <p>2 麻薬小売業者間譲渡許可の許可手続について</p> <p>(1) 規則第9条の2第3項の麻薬小売業者間譲渡許可書は、別紙様式2に必要事項を記載の上、許可申請書の副本を添付したものとすること。 (課長通知2(1))</p> <p>(2) 麻薬小売業者間譲渡許可をしたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を申請者の数と同じ部数、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)に交付すること。 (課長通知2(2))</p> <p>(3) 局長通知「2 改正の概要」の(2)の②中「必要最小限度の条件」については、以下に掲げる例を参考とすること。</p> <p>① 麻薬小売業者は、本許可に基</p>	<p>都道府県知事が麻薬小売業者間譲渡許可をした場合には、課長通知の別紙様式2に必要事項を記載の上、申請者から提出された許可申請書の副本を添付し、各葉に契印を押印(契印機による押印を含む。)したものを麻薬小売業者間譲渡許可書として、当該許可を受けた麻薬小売業者(以下「許可業者」という。)に対して交付してください。 (質疑応答集 問15)</p> <p>都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可をするときは、法第59条の6の規定に基づき、許可業者に対する行政監視の実効性を担保する観点から、麻薬の乱用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要最小限度の条件を付すこととします。条件の具体例は、以下のとおりです。</p> <p>① 麻薬小売業者は、本許可に基</p>
--	---	---	---

		<p>づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書（別紙様式3）の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書（別紙様式4）を麻薬の譲受人に交付すること。</p> <p>（課長通知2（3）①）</p> <p>② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。</p> <p>（課長通知2（3）②）</p> <p>③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではないこと。</p> <p>（課長通知2（3）③）</p>	<p>づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し及び譲受人が作成した譲受確認書の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書を麻薬の譲受人に交付すること。</p> <p>② ①により交付を受けた麻薬処方せんの写し及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。</p> <p>③ 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと。ただし、本許可書を返納した場合はこの限りでないこと。（以下「重複許可禁止条件」という。）</p> <p>（質疑応答集 問13）</p> <p>麻薬小売業者間譲渡許可に重複許可禁止条件を付した場合、以下のとおり取り扱うことが適当と考えますので参考としてください。</p> <p>① 許可申請書を受理するに当たっては、他の麻薬小売業者と共同で麻薬小売業者間譲渡許可を受けている事実の存否について確認することとし、当該事実の存在が確認できた場合には、麻薬小売業者の免許が取り消され</p>
--	--	---	--

	<p>(3) 麻薬小売業者間譲渡許可の内容について</p> <p>ある許可業者が、他の許可業者がその在庫量の不足のため、麻薬処方せんにより調剤することができない場合に限り、当該不足分を補足するために麻薬を譲り渡すことが許可の内容であること。なお、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内においては、譲渡の回数に制限はないこと (局長通知2(3))</p>	<p>(4) 麻薬小売業者間譲渡許可をした後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委</p>	<p>る可能性もある旨を申請者側に伝えた上で、当該申請を受理しないこととする。</p> <p>② 他の麻薬小売業者と共同で麻薬小売業者間譲渡許可を受けているにもかかわらず、新たに許可申請書を受理してしまった場合には、麻薬小売業者の免許が取り消される可能性もある旨を申請者側に伝え、当該申請を取り下げるよう指導することとする。 (質疑応答集 問14-①, ②)</p> <p>3 また、各都道府県においては、麻薬小売業者間譲渡許可の実施状況や、当該許可を受けた麻薬小売業者の業務廃止の有無等について、必要に応じて麻薬取締部へ情報提供を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>4 なお、麻薬小売業者に対する監</p>
--	--	--	--

		<p>譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。 (課長通知 2 (4))</p>	<p>督権限を保健所設置市等に委譲している場合には、各都道府県及び当該保健所設置市等において、十分に情報共有が行われるよう調整してください。 (質疑応答集 問4-3、4)</p> <p>都道府県は、麻薬小売業者間譲渡許可をした後、求めがあった場合には、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する麻薬取締部に対し、当該許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書の写し等により情報提供することとします。また、都道府県におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行ってください。 (質疑応答集 問16)</p> <p>1 都道府県は、以下に掲げる場合の後、求めがあった場合には、速やかに許可業者の所在地を管轄する麻薬取締部に対し情報提供することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麻薬小売業者間譲渡許可をしたとき</li> <li>・ 麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付したとき</li> <li>・ 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けたとき</li> </ul> <p>2 情報提供を受けた麻薬取締部は、麻薬小売業者への立入検査を</p>
--	--	--	---

	<p>(4) 許可業者の留意事項について</p> <p>① 許可業者は、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書を、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた日から5年間保存すること。 (局長通知2 (4) ①)</p> <p>② 許可業者は、法第59条の6の規定に基づき付された(2) ②の条件を遵守すること。 (局長通知2 (4) ②)</p>	<p>3 許可業者の留意事項について</p> <p>(1) 許可業者は、他の許可業者との間で麻薬の譲渡・譲受を行う場合、法第59条の6に基づき付さ</p>	<p>実施する際、当該情報提供の内容を参考にしてください。なお、都道府県は条例により、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に情報提供を行っていただくようお願いします。 (質疑応答集 問36)</p> <p>麻薬小売業者間譲渡許可書は、許可を受けた日から5年間保存してください。これは、麻薬譲渡確認書及び麻薬譲受確認書の保存期間が2年間であるため、許可期間(最大3年間)の最終日に譲渡を行った場合を考慮し、保存期間が最大重なる期間として5年としています。 (質疑応答集 問17)</p> <p>許可書の有効期間の記載により、その効力がないことが確認出来るため、返納する必要はありません。麻薬小売業者間譲渡許可が有効期間の満了によって失効した場合、当該許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書については、当該許可を受けた者が、許可を受けた日から5年間保存してください。 (質疑応答集 問25)</p>
--	--	---	--

	<p>③ 許可業者は、他の許可業者に麻薬の譲渡を行う場合には、法第30条第4項の規定により、証紙による封が施されているか否かを問わず、譲渡を行うことができることに留意すること。 (局長通知2(4)③)</p>	<p>れた条件を遵守するほか、以下に掲げる点に留意すること。 (課長通知3(1))</p> <p>① 麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所とすること。 (課長通知3(1)①)</p> <p>② 麻薬の運搬については、それぞれの管理薬剤師又はその管理の下で業務に従事する者が行うこととし、配送業者や麻薬卸売業者等が行うことのないようにすること。 (課長通知3(1)②)</p> <p>③ 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方が立ち会い、品名・数量、破損等</p>	<p>1 麻薬小売業者間譲渡許可は、法第24条第12項第1項の規定に基づくものであることから、譲受側の許可業者において不足していた麻薬の数量が、封が施された麻薬の数量以上であったときには、法第30条第4項の規定に基づき、封が施されたままの麻薬を譲り渡すことも可能です。 (質疑応答集 問32-1)</p> <p>麻薬の交付を行う場所は、事故の未然防止の観点から、適切と考えられる場所としてください。 (質疑応答集 問29)</p> <p>麻薬の運搬については、薬剤師であることが望ましいですが、運搬のための薬剤師が確保できない場合等、やむを得ない場合には、薬剤師に限らず、麻薬小売業者である薬局の管理薬剤師の管理の下、業務に従事する者が運搬することとして差し支えありません。また、配送業者や麻薬卸売業者等が運搬を行ってはならないことに留意してください。 (質疑応答集 問27)</p> <p>1 麻薬の交付を行う際は、譲渡側・譲受側の許可業者の双方立ち会いの下、品名・数量、破損等の有</p>
--	--	---	--



	<p>④ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名、数量等についても、法第38条の規定による麻薬帳簿への記載を行わなければならないことに留意すること。 (局長通知2(4)④)</p>	<p>の有無を直接確認すること。 (課長通知3(1)③)</p> <p>④ 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出すること。 (課長通知3(1)④)</p> <p>(2) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の④の麻薬帳簿への記載を行う際には、麻薬帳簿の備考欄に譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載すること。 (課長通知3(2))</p>	<p>無を直接確認することとします。 (質疑応答集 問26-1)</p> <p>2 麻薬の交付時までに破損等が確認された場合は、譲渡側の許可業者において事故届を提出することとし、交付後に破損等が確認された場合は、譲受側の許可業者において事故届を提出することとします。 (質疑応答集 問26-2)</p> <p>2 封が施されたままの麻薬を譲り渡した際、開封後に破損等の事故を確認した際には、譲受側の許可業者において法第35条の規定に基づく事故届を提出することとします。 (質疑応答集 問32-2)</p> <p>1 許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行った場合はその品名、数量等について、麻薬帳簿に記載するとともに、その備考欄に、譲渡・譲受の相手方の名称を併せて記載することとします。</p> <p>2 なお、麻薬の種類にかかわらず、譲渡・譲受を行った麻薬について、譲渡・譲受の年月日、麻薬の種類、数量等を記載した補助簿を作成しておくこと、立入検査等の際に迅速に対応できることから、参考にしてください。 (質疑応答集 問34)</p>
--	---	---	---

⑤ 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければならないことに留意すること。  
(局長通知2(4)⑤)

(3) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(4)の⑤の届出を行う際には、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記すること。  
(課長通知3(3))

(4) 譲渡側の許可業者は、譲受側の許可業者が受領した麻薬処方せんに基づく予製行為を行うことはできないことに留意すること。  
(課長通知3(4))

1 許可業者は、他の許可業者との間で譲渡・譲受を行った麻薬の品名及び数量についても、法第47条第2号の「譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量」として、毎年11月30日までに都道府県知事に届け出なければなりません。

2 この届出を行う際には、品名ごとに、許可業者間における譲渡・譲受に係る数量の合計を算出し、合計欄に内数として括弧書きで併記することとします。  
(質疑応答集 問35)

1 調剤を行うために必要な麻薬を譲り渡すことには、倍散が必要な場合に原末を譲り渡す行為も当然に含まれると考えます。しかし、調製行為は、あくまで麻薬処方せんを受領した譲受側の許可業者により行われなければならない、麻薬処方せんを受領していない譲渡側の許可業者が予製行為を行うことは認められません。また、別の患者のために予製していた麻薬を譲り渡すこともできません。  
(質疑応答集 問28-1)

従来の取扱いどおり、麻薬の貸借は認められません。

また、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬の譲渡については、麻薬

<p>4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の十二月三十一日又は第二項第三号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。 [施行規則第9条の2第4項]</p>	<p>(5) 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間について 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日か、又は期間を限定して許可をした場合には当該期間の最後の日の、いずれか早い日までとする。 (局長通知2(5))</p>		<p>以外の医薬品を薬局間で譲渡するのと同様、いわゆる「零売」として取り扱うこととします。 (質疑応答集 問30)</p> <p>散剤麻薬については、必要な量を秤量して、譲渡することとします。なお、譲渡側において秤量誤差が生じた場合には、アヘンチンキの自然減量及びモルヒネ原末等の秤量誤差と同様に、帳簿等の処理をすることとします。 (質疑応答集 問31)</p> <p>ファクシミリで電送された麻薬処方せんに基づき、許可業者間で麻薬の譲渡・譲受を行って差し支えありません。また、麻薬の譲渡・譲受を行った後、譲受側の許可業者に患者が来局しなかった場合には、当該許可業者はその旨を帳簿の備考欄に記載した上で、在庫として取り扱うこととし、譲渡側の許可業者に返却することはできません。 (質疑応答集 問33)</p> <p>麻薬小売業者免許の有効期間を超えた、麻薬小売業者間譲渡許可書を交付することは可能です。ただし、麻薬小売業者免許の有効期間を超え、継続して麻薬小売業者免許を取得せずに、麻薬小売業者間譲渡を行った場合は、法第64条の2又は法第66条に該当するおそれがあります。</p>
--	--	--	--

<p>5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。 [施行規則第9条の2第5項]</p> <p>6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失ったとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第十号の三様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない [施行規則第9条の2第6項]</p>	<p>(6) 麻薬小売業者間譲渡許可の失効について 麻薬小売業者間譲渡許可は、(5)の有効期間が満了したときに失効することとする。 (局長通知2(6))</p> <p>(7) 麻薬小売業者間譲渡許可の変更等について ① 許可業者は、(5)の有効期間内において、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は許可業者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならないこと。 許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合には本届出は不要であるが、麻薬小売業者の許可の更新を受けず麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第64条の2又は法第66条に該当するおそれがある</p>	<p>4 麻薬小売業者間譲渡許可の変更届及び追加届について (1) 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の変更届書(規則別記第10号の3様式。以下「変更届書」という。)の記載に当たっては、以下に掲げる点に留意すること。 ① すべての許可業者が押印すること。 (課長通知4(1)①) ② 許可業者が3以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙(別紙様式5)を設けて記載事項を記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が変更届書を使用する場合には、他の許可業者が別紙(別紙様式5)を使用することは差し支えないこと。 (課長通知4(1)②) (2) 許可業者は、変更届書の提出に当たっては、変更届書の正本を1部、変更届書の副本を許可業者の</p>	<p>(質疑応答集 問12)</p> <p>1 許可業者が麻薬小売業者の免許を有効期間満了後に継続して取得し、引き続き有効な免許を有する場合は、都道府県において、その免許の実態が把握できるため、当該許可業者において特に手続は必要ありません。しかし、麻薬小売業者免許の更新を受けずに麻薬の譲渡・譲受を行った場合には、当然当該業者に係る麻薬小売業者間譲渡許可は無効であり、法第64条の2又は法第66条に該当するおそれがあることに留意してください。 (質疑応答集 問18)</p> <p>2 許可業者の麻薬小売業者免許の有効期間が切れ、継続して麻薬小売業者免許を取得しない場合は、免許の失効に伴う変更届を都道府県薬務主管課に共同して提出してください。</p> <p>1 許可業者の麻薬小売業者免許が失効した場合、許可業者は当該免許の失効に伴う麻薬小売業者間譲渡許可変更届を都道府県知事に共</p>
---	--	---	---

	<p>ることに留意すること。  (局長通知 2 (7) ①)</p>	<p>数と同じ部数、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。  (課長通知 4 (2))</p>	<p>同して提出してください。  (質疑応答集 問 19-1)</p> <p>1 問 19 と同様に、麻薬小売業者間譲渡許可変更届を都道府県知事に共同して提出してください。その際、変更届の備考欄に、許可業者のいずれかが他の許可業者に麻薬を譲り渡さないこととした旨を記載してください。</p> <p>2 当該届出により、許可業者が 1 業者のみとなる場合、問 19 の 2 と同様の手続きを行ってください。  (質疑応答集 問 20)</p> <p>1 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、許可業者のいずれかに係る麻薬小売業者の免許が失効したとき (法第 7 条に規定する業務廃止等の届出等)、又は許可業者の氏名 (法人にあっては、その名称)、住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地) 若しくは麻薬業務所の名称等に変更を生じたときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可変更届 (規則別記第 10 号の 3 様式。以下「変更届」という。) に必要事項を記載の上、全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、都道府県知事に共同して届出を行ってください (変更届の正本を一部、副本を許可業者の数と同じ部数)。</p> <p>2 許可業者においては、書替え後</p>
--	--	---	---

			<p>の許可書が送付されるまでの間は、麻薬小売業者間譲渡許可を受けていることを疎明するため、当該許可書の写しを保管しておくこととします。</p> <p>3 都道府県知事は、変更届書を受理した場合、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付することとします。麻薬小売業者間譲渡許可書の書替えについては、当該許可書の1枚目の余白又は裏面に、変更年月日及び変更事項を記載の上、変更届の副本を添付して契印を押印（契印機による押印を含む。）することにより行うこととする。</p> <p>4 都道府県知事は、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付した後、求めがあった場合には、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）に対し、変更届書の写し等により情報提供することとします。また、都道府県薬務主管課におかれては、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（質疑応答集 問23）</p> <p>麻薬小売業者免許は業務所ごとに与えられる免許であるため、麻薬小売業者の移転に伴い、免許の廃止と新規申請を行う場合は、麻薬小売業</p>
--	--	--	---

<p>7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第四項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第一項各号に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。 [施行規則第9条の2第7項]</p> <p>8 前項の規定により届け出の場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第二項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第十号の四様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。 [施行規則第9条の2第8項]</p>	<p>② 許可業者は、(5)の有効期間内に当該許可業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、(1)①に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができること。また、本届出を行う場合には、当該許可業者と当該許可業者以外の麻薬小売業者は、(1)③に掲げる事項を記載した届書をその麻薬業務所の都道府県知事に共同して提出しなければならないこと。 (局長通知2(7)②)</p>	<p>(3) 許可業者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可に新たに麻薬小売業者を加える場合の追加届書（規則別記第10号の4様式。以下「追加届書」という。）の記載に当たっては、以下に掲げる事項に留意すること。 (課長通知4(3))</p> <p>① すべての許可業者及び追加する麻薬小売業者が押印すること (課長通知4(3)①)</p> <p>② 許可業者及び追加する麻薬小売業者が4以上であるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。なお、追加する麻薬小売業者が追加届書を使用する場合には、許可業者が別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えないこと。 (課長通知4(3)②)</p> <p>(4) 許可業者及び追加する麻薬小売業者は、追加届書の提出に当たっては、追加届書の正本を1部、追加届書の副本を許可業者及び追</p>	<p>者間譲渡許可の手続においても、免許の失効に伴う変更届と移転後の新規麻薬小売業者にかかる追加届が必要となります。 (質疑応答集 問24)</p> <p>1 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間内に、当該業者以外の麻薬小売業者を含め、麻薬小売業者間で麻薬の譲渡・譲受を行おうとする場合は、規則第9条の2第1項第1号、第2号に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、麻薬小売業者間譲渡許可申請者追加届（規則別記第10号の4様式。以下「追加届」という）に必要な事項を記載のうえ、当該許可業者以外の麻薬小売業者と共同して、全ての麻薬小売業者間譲渡許可書を添えて、都道府県知事に届け出ることができます。（追加届の正本を一部、副本を許可業者及び追加する麻薬小売業者の数と同じ部数）</p> <p>2 許可業者においては、書替え後の許可書が送付されるまでの間は、麻薬小売業者間譲渡許可を受けていることを疎明するため、当該許可書の写しを保管しておくこととします。</p> <p>3 都道府県知事は、追加届を受理した場合、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付することとします。麻薬小売業者間譲渡許可書の書替えについては、当該許可</p>
--	---	---	--

<p>9 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。 [施行規則第9条の2第9項]</p>	<p>③ 都道府県知事は、①及び②の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付すること。 (局長通知2(7)③)</p>	<p>加する麻薬小売業者の数と同じ部数、当該許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県に提出すること。 (課長通知4(4))</p> <p>(5) 規則第9条の2第9項の麻薬小売業者間譲渡許可書の書換えは、変更届書又は追加届書に添付された麻薬小売業者間譲渡許可書に変更事項を裏書きの上、変更届又は追加届書の副本を添付することをいうこと。 (課長通知4(5))</p> <p>(6) 変更届書を受理したときは、書換え後の許可書を、変更を届け出た許可業者の数と同じ部数、当該許可業者に交付すること。追加届書を受理したときは、書換え後の許可書を新たに加えられた麻薬小売業者の数複製の上、追加を届け出た業者の数と同じ部数、当該業者に交付すること。 (課長通知4(6))</p>	<p>書の1枚目の余白又は裏面に、追加年月日及び追加業者名を記載の上、追加届の副本を添付して契印を押印(契印機による押印を含む。)することにより行うこととします。</p> <p>4 都道府県は、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて交付した後、求めがあつた場合には、許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する麻薬取締部に対し、追加届の写し等により情報提供することとします。 (質疑応答集 問21)</p> <p>(質疑応答集 問21-2, 3) (質疑応答集 問22-2, 3)</p>
---	---	--	--



<p>10 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、都道府県知事に申請をして、麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けることができる。 [施行規則第9条の2第10項]</p> <p>11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。</p>	<p>(8) 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について 許可業者は、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに、その事由を記載し、都道府県知事に麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を申請しなければならないこと。なお、麻薬小売業者間譲渡許可書を毀損したときは、当該許可書を添えて申請しなければならないこと。 (局長通知2(8))</p> <p>(9) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について 許可業者は、以下に掲げる事由に該当することとなったときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を速やかに都道府県に返還しなければならないこと。</p>	<p>(7) 麻薬小売業者間譲渡許可書を書き換えて交付した後、求めがあったときは、速やかに、変更届書の写し等により、変更を届け出た許可業者の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。 (課長通知4(7))</p> <p>5 麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付について 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(8)の麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付申請を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書再交付申請書(別紙様式6)によること。 (課長通知5)</p> <p>6 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納について (1) 許可業者は、局長通知「2 改正の概要」の(9)の麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行う際には、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届(別紙様式7。以下「返納</p>	<p>(質疑応答集 問4-3, 4) (質疑応答集 問21) (質疑応答集 問22) (質疑応答集 問35)</p> <p>③ なお、現に受けている麻薬小売業者間譲渡許可に係る麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を行い、かつ新たな麻薬小売業者間譲渡許可を申請しようとしている者については、新たな許可が行われる日以前に、現に受けている許可に係る</p>
--	--	--	--

<p>一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。</p> <p>二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。</p> <p>三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。 [施行規則第9条の2第11項]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき（1を除く業者が全て麻薬小売業者許可を失った場合を含む。）</li> <li>全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。</li> <li>（8）の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき（なお、この場合においては、発見した許可書を返納することとする。） (局長通知2（9）)</li> </ul>	<p>届」という。)を提出すること。なお、許可業者が3を超えるため、各許可業者に係る記載事項を記載する欄が不足する場合は、別紙（別紙様式5）を設けて記載事項を記載すること。なお、許可業者が2の場合であっても、1の許可業者が返納届を使用する場合には、別紙（別紙様式5）を使用することは差し支えないこと。 (課長通知6（1）)</p> <p>(2) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた都道府県は、当該許可書の表面に、許可が無効である旨及び返納を受けた年月日を記載するとともに、当該許可書を返納した許可業者に交付すること。 (課長通知6（2）)</p> <p>(3) 麻薬小売業者間譲渡許可書の返納を受けた後、求めがあったときは、速やかに、麻薬小売業者間譲渡許可書返納届の写し等により、当該許可書を返納した許可業者</p>	<p>許可書の返納を行うよう、指導することとする。 (質疑応答集 問14-③)</p> <p>2 ただし、二つの麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を受けている場合など、麻薬小売業者免許の失効等に伴い、許可業者が1業者のみとなる場合は、施行規則第9条の2第11項第1号に該当するものとして、都道府県知事に対し麻薬小売業者間譲渡許可の返納届を共同して提出してください。 (質疑応答集 問19-2)</p> <p>(質疑応答集 問25)</p> <p>(質疑応答集 問4-3, 4) (質疑応答集 問36)</p>
---	--	--	---

		<p>の麻薬業務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局麻薬取締部に対して情報提供を行っていただきたいこと。また、当該許可業者に対する監督権限を保健所設置市等に委譲している場合、速やかに当該保健所設置市等に対して情報提供を行っていただきたいこと。</p> <p style="text-align: center;">（課長通知 6（3））</p> <p>7 許可申請書、変更届書及び返納届の記載等にかかる留意点について 麻薬小売業者又は許可業者（以下「業者」という。）は、許可申請書、変更届書又は返納届（以下「許可申請書等」という。）を提出するにあたり、以下に掲げる方法によっても差し支えないこと。</p> <p>① 許可申請書等及び各別紙（許可申請書の別紙については別紙様式 1、変更届書及び返納届の別紙については別紙様式 5）に記載する業者数については、記載できる最大数を記載する必要はなく、一葉に 1 の業者のみの記載でも差し支えないこと。</p> <p style="text-align: center;">（課長通知 7①）</p> <p>② ①の場合、空欄となる記載事項欄には、斜線をひくこと。</p> <p style="text-align: center;">（課長通知 7②）</p> <p>③ 各業者が記載した許可申請書等及び各別紙については、麻薬小売業者間譲渡許可を申請等す</p>	
--	--	---	--

	<p>(10) 許可業者に対する監視について  ① 地方厚生（支）局及びその管轄区域内の都道府県は、許可業者に対する行政監視の実効性を高める観点から、必要に応じ、情報共有を図るよう努められたいこと。</p>	<p>る業者のうち、任意の業者がとりまとめ、代表して都道府県に提出すること。  (課長通知 7 ③)</p>	<p>規則第 9 条の申請と同様、各都道府県の指導に従い、郵送又は持参する方法により、直接各都道府県に申請してください。  ただし、麻薬小売業者の行政監視を徹底する観点から、保健所を經由して申請させることが望ましいと都道府県が判断した場合には、都道府県の指導に基づき、保健所を經由して申請してください。  (質疑応答集 問 7)</p> <p>申請することができます。年末に、翌年 1 月 1 日から有効期間が開始する麻薬小売業者間譲渡許可を申請する際、翌年の麻薬小売業者免許を併せて申請する場合は、「麻薬小売業者免許申請中」等と許可申請書の備考欄に記載するとともに、各都道府県の指導に従い、必要に応じて許可申請書に麻薬小売業者の免許申請書の写しを添付してください。  (質疑応答集 問 8)</p> <p>(質疑応答集 問 4 - 3)</p>
--	---	--	---

(局長通知 2 (10) ①)

② 許可業者に対して立入検査を実施する際には、麻薬、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、(2) ①の麻薬小売業者間譲渡許可書等を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適正なものであったか監視されたいこと。

(局長通知 2 (10) ②)

### 3 既存の通知の改正

「麻薬取扱者等の指導、監督について」(平成12年1月7日付け医薬発第17号医薬安全局長通知)の別添「麻薬等取扱施設に対する立入検査実施要領」の「3. 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目」中「1. 免許」の次に次のように加える。

1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可

1の2-1 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。

1の2-2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。

1の2-3 麻薬小売業者間譲渡許可は失効していないか。

1の2-4 譲渡・譲受があった場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。

1の2-5 譲渡・譲受があった場合、帳簿に適正な記録がなされてい

1 許可業者に対して立入検査を実施する際には、貯蔵されている麻薬の数量、麻薬の保管設備、麻薬帳簿、譲渡証、免許証及び麻薬処方せんに加え、麻薬小売業者間譲渡許可書、譲渡確認書及び譲受確認書を併せて検査し、許可業者間における麻薬の譲渡・譲受が適法かつ適切なものであったか監視してください。

(質疑応答集 問39-1)

2 麻薬小売業者に対する立入検査点検項目については、平成12年1月7日付け医薬発第17号厚生省医薬安全局長通知「麻薬取扱者等の指導、監督について」により示しているところですが、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に立入検査を実施する際には、以下の事項について点検を行っていただくこととしています。

(追加項目)

1の2. 麻薬小売業者間譲渡許可

1の2-1 麻薬小売業者間譲渡許可書を所持しているか。

1の2-2 麻薬小売業者間譲渡許可書を受けた者と、麻薬小売業者の免許を受けた者は一致しているか。

1の2-3 麻薬小売業者間譲渡許可書は失効していないか。

1の2-4 譲渡・譲受があった場合、麻薬小売業者間譲渡許可書に記載の条件を満たしたものであるか。

るか。  
1の2-6 譲受があった場合、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。(指導事項)  
1の2-7 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。(指導事項)  
(局長通知3)

1の2-5 譲渡・譲受があった場合、帳簿に適正な記録がなされているか。  
1の2-6 譲受があった場合、不足していた麻薬の在庫を譲受後に確保しているか。(指導事項)  
1の2-7 複数回の譲渡・譲受があった場合、一方的に譲り渡すだけの者、又は譲り受けるだけの者になってはいないか。(指導事項)  
(質疑応答集 問39-2)

ある許可業者に対して立入検査を行った際に、他の許可業者に確認すべき事項があった場合は、他の許可業者に直接問い合わせるなどして確認していただきたい。  
(質疑応答集 問37)

立入検査において違反を発見した場合には、原則として、形式的な違反は行政処分に対応し、実質的な違反は刑事処分に対応することとします。

例えば①麻薬帳簿への記録を怠っていた事案については、行政処分をもって対応することとし、②在庫不足を補足する以外の目的で譲渡がなされていた事案については、犯罪捜査をもって対応することとしてください。

なお、犯罪捜査をもって対応する場合には、以後の手續が犯罪捜査として行われることを相手方に告知するなど、適正な手續をとるよう留意

			<p>し、必要に応じて麻薬取締部と連携してください。  (質疑応答集 問38)</p> <p>1 麻薬取扱者に対する行政処分の基準については、昭和28年10月27日付け薬麻第783号薬務局麻薬課長通知「麻薬取締法の施行について」において示しているところですが、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく麻薬の譲渡・譲受に関連した違反が判明した場合には、以下に掲げるとおり当該通知の中で示されている基準を準用し、個々の違反の状況や情状を勘案し、法第51条第1項の規定に基づいた行政処分を検討することとします。</p> <p>(準用後の行政処分基準)</p> <p>1) 患者から麻薬処方せんを受け取ることなく、又は受け取る前に麻薬小売業者間での麻薬の譲渡・譲受を行っている場合(ただし、ファクシミリで電送された処方せんに基づく譲渡・譲受を除く) 180日以下</p> <p>2) 譲渡許可が失効した後に麻薬小売業者の間で譲渡が行われた場合 180日以下</p> <p>3) 1)及び2)以外の許可の条件に反した譲渡が行われた場合(譲渡確認書、譲受確認書の交換が行われていない場合等) 90日以下</p> <p>4) その他、麻薬小売業者間での</p>
--	--	--	--

			<p>麻薬の譲渡しに係る記録等を適切に行わなかった場合等 60 日以下</p> <p>2 また、医療用麻薬を横流ししていた等、特に悪質なことが判明した場合、行政処分のみならず、関係者と協議の上、法第 66 条等の規定に基づいた刑事処分を検討することとします。</p> <p>(質疑応答集 問 4 0)</p> <p>許可業者への立入検査等において、麻薬の管理違反の疑いが生じ、調査又は捜査が開始された場合、当事者たる許可業者については、処分が決まるまでの間、当該許可に基づく麻薬の譲渡・譲受を行うことはできません。なお、他の許可業者間においては、麻薬の譲渡・譲受を継続して行って差し支えありません。</p> <p>(質疑応答集 問 4 1)</p>
--	--	--	--



附 則

- 1 本指針は、平成28年4月1日から適用する。